平成２２年（フ）第２６号
横浜市栄区上郷町81番地５　ディアコート101
債務者　小島美惠子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上升　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０３号
神奈川県藤沢市下土棚562番地の１　サニーヒル長後303号
債務者　奥村　映美（旧姓湯川）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９４号
堺市中区伏尾188番地１　ルナピエーナ泉北606号
債務者　寺田　明子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４３号
堺市南区桃山台４丁３番23―108号
債務者　嵐　　要
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
大阪府大阪狭山市池尻北１丁目12―３、住民票上の住所大阪府藤井寺市梅が園町５番12号
債務者　北野巳之一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
京都市南区吉祥院船戸町25番地
債務者　宮川一子こと　黄　　一子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
静岡県浜松市東区有玉北町48番地鈴木荘303号室
債務者　山崎　浩樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
札幌市手稲区富丘６条４丁目２番１号
債務者　丸岡　晴樹
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田乙4319番地
債務者　宮﨑　靖江
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和幸四郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６号
大分県由布市湯布院町大字川西789、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2881番地の206
債務者　佐藤　幸子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５０３号
函館市港町１丁目20番14―102号
債務者　大洞キヨウ子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
函館市堀川町31番20号
債務者　高野　勝弘
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
群馬県太田市由良町1173番地１
債務者　船橋由美子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１４号
岐阜県大垣市草道島町483番地　第１豊和ビル２Ｆ３号室
債務者　今泉　喜仁
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
三重県伊勢市御薗町王中島201番地１
債務者　出口　和登
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１７２５号
埼玉県鴻巣市大間935番地22
債務者　中嶋　　緑
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７５号
栃木県下野市小金井2792―１　富士ハイツ205、申立時の住所さいたま市岩槻区大字岩槻6693番地
債務者　伊藤　奈央
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係